香川県営業時間短縮協力金(第7次)に関するよくある質問

問1 第7次の協力金の対象となる地域について教えてください。

【回答】第7次の営業時間短縮の協力要請では、香川県内の「<u>高松市以外の地域</u>」を対象 としており、高松市内は第7次の協力要請の対象外(第6次の要請の対象)となってい ます。

- ・飲食店を営む店舗の所在地が香川県内の高松市以外の地域である場合は、第7次の協力要請の対象となっているため、第7次の協力金の対象となります。
- ・法人の本社所在地や個人事業主の住所が香川県内の高松市以外の地域であっても、 店舗の所在地が香川県内の高松市以外の地域でない場合は、第7次の協力要請の対 象となっていないため、第7次の協力金の対象とはなりません。
- ・県内で複数の飲食店を経営されている場合、高松市以外の地域に所在する店舗が第 7次の協力金の支払い対象となります。高松市内に所在する店舗において要請によ り営業時間の短縮を行った場合は、第7次の協力金の対象ではなく第6次の協力金 の対象となりますので、「営業時間短縮協力金(第6次)本申請 申請受付要項」 をご確認ください。

問2 第7次の協力金の対象となる営業時間短縮の要請内容、期間を教えてください。

【回答】 今和3年8月27日(金)午前0時から9月12日(日)午後12時(24時)までの期間(17日間)を通して、営業時間を午前5時から午後8時までの時間帯内とし、酒類の提供は午後7時までとしていたこと。(通常の営業時間が午前5時から午後8時までの時間帯内の場合は営業時間を短縮しないので対象となりません。)

1日でも、営業時間短縮にご協力いただけなかった日があれば、協力金の支払い要件を満たしません。ただし、第7次の協力要請につきましては、準備の都合上等やむを得ない理由により8月27日(金)から営業時間短縮を行うことが困難であった場合には、遅くとも8月28日(土)から9月12日(日)まで営業時間短縮を行ったことを協力金の支払い要件とします。

また、深夜営業をされている店舗について、8月28日(土)午前0時から午前5時までの間に営業した場合は、協力金の支払い要件を満たしません。

- 問3 「かがわ安心飲食店認証制度の認証店」であるが、営業時間短縮協力金の対象になりますか。
- 【回答】「かがわ安心飲食店認証制度の認証店」及び8月24日までに申請のあった店舗 (申請を取り下げた場合を除く)については、「通常営業」か「営業時間の短縮」を行 うかのいずれかを選択することが可能であり、「通常営業」もできましたが「営業時間 の短縮」に応じていただいた場合、その日数分について協力金の支払い対象となりま す。 ★認証制度についてのお問い合せ先は、次のとおりです。

『かがわ安心飲食店認証事務局コールセンター』 1 087-822-7111 開設時間:平日 午前9時~午後5時

- 問4 8月25日に「かがわ安心飲食店認証制度の認証店」の申請を行い、認証事務局から、「認証制度申請中当店は、かがわ安心飲食店認証制度の申請を、8月25日にしております。」と印刷された認証申請中の貼り紙が送付されてきました。この貼り紙を店頭に掲示すれば認証店と同様に、要請期間中、通常営業と時短営業を交互に行うような営業形態をとった場合であっても、時短営業に応じた日数については、時間短縮協力金が支払われますか。
- 【回答】「通常営業を行う」か「営業時間の短縮を行う」のか、選択可能としているのは、「かがわ安心飲食店認証制度の認証店」及び8月24日までに申請のあった店舗(申請を取り下げた場合を除く)に限っています。

<u>8月25日に申請された店舗</u>ということですので、選択的に「通常営業を行う」又は「営業時間の短縮を行う」という営業形態をとることはできません。もし、1日でも営業時間の短縮に応じていただけなかった日があれば、協力金の支払い要件を満たしませんのでご注意ください。

- 問5 これまでの営業時間短縮の要請については、協力できなかったが、8月27日から の営業時間短縮の協力要請に応じた場合、営業時間短縮協力金の対象になりますか。
- 【回答】第1次(4月7日から4月20日まで)、第2次(4月28日から5月11日まで)、第3次(5月12日から5月31日まで)、第4次(6月1日から6月14日まで)までの営業時間短縮の協力要請に応じていただけなかった場合でも、8月27日から9月12日まで(第7次)の協力要請に応じていただいた場合には、第7次の営業時間短縮協力金の対象にはなります。(第1次~第4次の協力金の対象にはなりません。なお、第5次、第6次は対象地域を高松市内としているため、協力要請の対象外です。)
- 問6 第7次の営業時間短縮協力金の支払い対象となる店舗や要件は、これまでの協力 金(第1次~第4次)と同じと考えてよいか。
- 【回答】第7次の営業時間短縮協力金の支払い対象となる店舗は、次の(1)から(4)までに示すとおりであり、これまでの協力金(第1次~第4次)から変更はありませんが、営業時間短縮の協力要請の内容が、前回(第4次)は午後9時までであったのが、今回(第7次)は午後8時までに、酒類の提供は午後8時までであったのが午後7時までに変更となっています。

<u>この変更に伴い、事業規模に応じた、1店舗当たりの協力金の金額は、今回の第7次</u>協力金に限り、支払い額を1割増しでお支払いさせていただきます。

(1) 対象店舗

<u>香川県内の高松市以外の地域</u>において、食品衛生法に基づく営業許可を得て、飲食店又は喫茶店営業を行う店舗

ただし、次の(ア)~(オ)の何れかに該当する店舗は支払い対象外となります。 (ア)早期支払い分による協力金の支払いを除き、第7次の協力金の支払いは 同一店舗で複数回の申請はできません。

- (イ) 社会福祉施設、社員食堂等において、特定の者に対してのみ飲食を提供して いる店舗
- (ウ) コンビニエンスストア、スーパーマーケット等の小売りを営業の主体としていると認められる店舗
- (エ)店舗内に客席を有さず、購入した飲食物を持ち帰らせる形態の営業を行うテイクアウト専門店、キッチンカー
- (オ)性風俗関連特殊営業店(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 第2条第5項に規定する店舗)
- (2) 要請内容への対応
 - (1) のうち、<u>通常の営業時</u>には、<u>午後8時を過ぎて</u>午前5時までの間に営業している店舗が、<u>要請に応じ</u>、午前5時から<u>午後8時まで</u>の間の営業とし、<u>酒類の提供</u>は<u>午後7時まで</u>とすることが必要(協力要請に応じて休業した場合も含む。)です。
- (3) 対応期間(第7次)

令和3年8月27日(金)午前0時から、9月12日(日)午後12時(24時)まで、 この期間(17日間)すべての日において、(2)の要請内容に応じる必要があります。ただし、第7次要請については、準備の都合上等やむを得ない理由により8月27日(金)から営業時間短縮を行うことが困難であった場合には、遅くとも8月28日(土)から9月12日(日)まで営業時間短縮を行ったことを支払いの要件とします。

- ★「かがわ安心飲食店認証制度の認証店」については、「問3」をご覧ください。
- (4) 適切な感染防止対策

業種ごとの感染拡大予防ガイドライン (業種別ガイドライン) 等を遵守いただいたこと。

- 問7 第7次の営業時間短縮協力金の申請(本申請)に必要な書類は、どのようなものですか。
- 【回答】詳細は、「営業時間短縮協力金(第7次)本申請 申請受付要項」にてご確認 いただくことになりますが、提出いただく書類は次のとおりです。

なお、81次~第4次の協力金申請の際に提出済みの書類と同じものである場合は、②、③、④、⑤の書類の提出を省略することができます。

また、⑩の書類についても、第2次~第4次の協力金の申請の際に提出済みの書類と同じものである場合には、省略することができます。

<u>これら書類の提出を省略する場合には、香川県営業時間短縮協力金(第7次)本申</u>請申請書(第1号様式)及びチェックリストの該当欄の□に✔を付けてください。

< 共通書類 >

- ①香川県営業時間短縮協力金(第7次)本申請 申請書(別紙を含む)
- ② (個人事業主の場合のみ) 本人確認書類の写し
- ③協力金の振込口座の通帳等の写し
- ④食品衛生法に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の営業許可証の写し
- ⑤税務署等に提出した直近の確定申告書の写し(開業後間がなく確定申告を行っていない場合は、「法人設立届出書」又は「開業届」の写し)

- ⑥申請店舗の外観・内観の写真(営業している事実、店休日、時短営業・感染防止対 策等の事実が確認できるもの)
- ⑦誓約書
- ⑧ (該当者のみ) 飲食店等営業許可証に係る申立書
- < 前年又は前々年の1店舗当たりの1日当たりの飲食業売上高が8万3,333円(税抜き)超の場合 >

(上記の①から⑧までに加え、)

- ⑨前年又は前々年の8月と9月の飲食業売上高が確認できる売上帳等の写し及び<u>その</u> <u>売上を申告した確定申告書の写し</u>(時短要請期間方式を選択する場合は、8月27日 から9月12日までの飲食業売上高が確認できる売上帳等の写し及びその売上を申告 した確定申告書の写し)
- ⑩上記期間中の休業日(定休日などの店休日)が確認できるもの(上記の売上帳等の 写しで確認できる場合には不要です。)
- < 売上高減少額方式を選択する場合や大企業の場合 >

(上記の①から⑩までに加え、)

- ①本年の8月と9月の飲食業売上高が確認できる売上帳等(時短要請期間方式を選択する場合は、8月27日から9月12日までの飲食業売上高が確認できるもの)の写し
- ②上記期間中の休業日(定休日などの店休日)が確認できるもの(上記の売上帳等の 写しで確認できる場合には不要です。)
- ※上記のほか、売上高の計算に係る計算シートの作成等の例外や、新規開店等の特例を用いる場合などには、それらの例外や特例を必要とする状況を確認するための書類の提出が必要となります。

問8 第7次の営業時間短縮協力金の支払い額は、どのように計算するのですか。

【回答】第7次の営業時間短縮協力金の支払い額は、第2次から第4次と同様に国の方針を踏まえ、事業規模に応じたものになります。

中小企業及び個人事業主で売上高方式を選択した場合、前年又は前々年の1日当たりの飲食業売上高に応じて、1店舗につき、1日当たり2万5千円から最大7万5千円までの1日当たりの協力金の額を算出します。

店舗ごとの協力金の金額は、1日当たりの協力金の額に、営業時間短縮の協力要請に応じていただいた日数を乗じた金額となりますが、第7次の営業時間短縮協力金に限り、対象となる店舗ごとの協力金の額を合算した額に、その額の「1割を加算」した額が支払い額となります。

大企業や、中小企業及び個人事業主で売上高減少額方式を選択した場合には、前年 又は前々年からの1日当たりの飲食業売上高減少額に応じて、1店舗につき1日当たり最大20万円となります。

店舗ごとの協力金の金額は、1日当たりの協力金の額に、営業時間短縮の協力要請に応じていただいた日数を乗じた金額となりますが、<u>第7次の営業時間短縮協力金に限り</u>、対象となる店舗ごとの協力金の額を合算した額に、その額の「**1割を加算**」した額が支払い

額となります。

なお、協力金の金額は、1日当たりの協力金の額×日数で計算しますが、日数には、 定休日や今回の協力要請前に店休日としていた日は含みません。

①協力金の額 = 店舗ごとの協力金の額の合計 \times <u>1.1</u> (千円未満を切り上げ) (店舗ごとの協力金の額 = 1 日当たりの協力金の額 \times 時短要請に応じた日数)

②協力金本申請申請額 = ①協力金の額 - 早期支払い分の合計額 (早期支払い分の合計額 = 定額22万円 × 店舗数)

- < 1 日当たりの協力金の額算出方法>
- ◆中小企業及び個人事業主
 - ○売上高方式(売上高に基づいて協力金の額を算定する方式)
 - < 1 日当たりの協力金の額>

下限2万5千円 ~ 上限7万5千円

〇 売上高方式 [中小企業の場合]



- ①1日当たりの飲食業売上高が、8万3,333円(消費税を除く)以下の場合
 - ➡ 一律2万5千円/日 の支払い額
- ②1日当たりの飲食業売上高が、8万3,333円(消費税を除く)を超え 25万円(消費税を除く)までの場合
 - → 1日当たりの飲食業売上高 × 0.3 の支払い額 ※千円未満を切り上げ
- ③1日当たりの飲食業売上高が、25万円(消費税を除く)を超える場合
 - → <u>一律7万5千円/日</u> の支払い額

売上高を参照する期間は下記(ア〜エ)から申請者が選択

	売上高を参照する期間			
	選択方式	年	月又は期間	
ア		令和元年	8月及び9月	
1	月単位方式	令和2年		
ウ	味何而 建物則十十	令和元年	8月27日から9月12日	
エ	時短要請期間方式	令和2年		

- ◆大企業(中小企業及び個人事業主も選択可)
 - ○売上高減少額方式(売上高の減少額に基づいて協力金の額を算定する方式)

< 1 日当たりの協力金の額>

(売上高を参照する期間(A)の1日当たり飲食業の売上高

- <u>要請期間 (B) の1日当たり飲食業の売上高)</u> × <u>0.4</u> ※千円未満を切り上げ

ただし、20万円 又は

売上高を参照する期間 (A) の1日当たり飲食業売上高 × 0.3 の いずれか 低い額が1日当たりの上限額 ※千円未満を切り上げ

「売上高を参照する期間 (A)」と「要請期間 (B)」の組み合わせは、次の①~(A)のいずれかとなります。

	選択方式	売上高を参照する期間(A)	要請期間(B)
1		令和2年8月及び9月	令和3年8月及び9月
2	月単位方式	令和元年8月及び9月	
3	吐 尼西洼 期間 十十	令和2年8月27日から9月12日まで	令和3年 8月27日から9月12日
4	時短要請期間方式	令和元年8月27日から9月12日まで	

- ※ 協力要請の対象となる複数の飲食店を営業している場合には、協力要請に応じた複数の 店舗について合算した額に、その額の1割を加算した額が事業者全体の支払い額となり ます。
- ※ 早期支払い分の協力金の支払いを受けた場合は、事業者全体の支払い額から、早期 支払い分の額を差し引いた額をお支払いします。事業者全体の支払い額が、早期支 払い分の協力金額(1店舗あたり22万円)を下回ったことが判明した場合は、<u>早期</u> 支払い分を返還いただきます。
- 問9 協力金の額を計算する際に参照する「1日当たりの売上高」は、どのように計算するのですか。
- 【回答】「1日当たりの飲食業売上高」を店舗ごとに計算する方法は、申請者が次の計算方法のうちから選択します。

①月単位方式

・前年(令和2年)又は前々年(令和元年)の8月と9月の飲食業売上高により算出

(計算式)

- 1日当たりの飲食業売上高 = 8月と9月の飲食業売上高 ÷ 営業日数(※1)
 - (※1) 8月と9月の61日間のうち、休業日(定休日や不定休による店休日)を除いた日数

②時短要請期間方式

・前年(令和2年)又は前々年(令和元年)の 要請期間と同日付けの期間(8月27日から9月12日までの17日間)における 飲食業売上高により算出

(計算式)

1日当たりの飲食業売上高 =

8月27日から9月12日までの飲食業売上高 ÷ 営業日数(※2)

(※2) 8月27日から9月12日までの17日間のうち休業日(定休日や不定休による 店休日)を除いた日数

問10 開店後1年未満であり、協力金算出の根拠となる、前年又は前々年の売上実績がない場合でも協力金は支払われますか。その場合、どのように計算すればよいですか。

【回答】時短要請期間の開始日(8月27日)より前に1日以上の営業期間があった店舗は協力金の対象となります。新規開店の場合の特例として、開店1年未満で、参照する前年又は前々年の売上実績が無い場合は、次の方法で1日当たりの売上高を計算します。

(計算式)

- 1日当たりの飲食業売上高 = 開店の日から要請期間の開始日の前日
- (8月26日) までの期間の飲食業売上高の合計 ÷ 同期間の営業日数(※3)
- (※3) 開店の日から8月26日までの日数のうち、休業日(定休日や不定休による店休日)を除いた日数

問11 確定申告書に添付した収支内訳書が無い場合でも協力金の申請はできますか。

【回答】確定申告書に添付した収支内訳書が無い場合は、収支内訳書に代えて、確定申告書と同期間の収入等の状況が分かる資料(確定申告書の収入金額等の事業収入(営業等)欄に記載の金額の状況が分かる資料等)をご提出ください。

問12 営業時間短縮に協力した事実が確認できれば、書類の不備があっても協力金は支払われますか。

【回答】書類の不備等がある場合は、協力金事務局から個別に連絡させていただき、 必要書類を確認させていただいたうえで、協力金をお支払いさせていただきます。